

申13号 「職場の意見に伴う労働条件の改善」に向けた申し入れを行う!

現在、各事業場において過半数を超える労働組合が存在しない状況になり、過半数代表者が36協定などを締結するようになっています。

職場の代表者である組合員からは、組合員が「過半数代表の転勤による選挙のやり直しは、安定的な36協定の締結という会社の主張と逆行している」「過半数代表選で管理者の言動や職場の環境によって自分の思う投票が出来ない」など、一部の職場や管理者に対して不満がある声や、過半数代表としての任務では労働条件の変更や賃金・雇用等の問題に対して、職場で議論して改善を図るには、限界があると報告を受けています。

地本は、職場の仲間のことを考え、改善に向けて真剣に取り組んでいる組合員の声を基に、申し入れを行い団体交渉で要求を実現するために、奮闘していきます!

【申し入れ項目】

1. 運車職場では、異動に伴う在勤年数の考え方について不満の声が多いことから、施策による異動を継続年数にしないこと。また、休日勤務等が日常的に発生し、安定的な業務になっていないことから、余裕を持った人材の配置を行うこと。
2. 不妊治療中の社員については、治療に専念できる勤務体系にするとともに、複数回かつ継続的に治療する場合を見越した要員配置を行うこと。
3. 千葉駅では、社員の健康を不安視する声が寄せられていることから、これまで以上に非番での超過勤務を削減すること。また、千葉駅では駅業務以外での休日勤務が多く発生していることから、余裕を持った勤務操配を行えるように改善すること。

職場の組織力を強化・拡大し、共に要求を実現しよう!